

平成 24 年 5 月 24 日

第 10 回新時代の刑事司法制度特別部会
論点に対する意見

村木厚子

論点 2 供述証拠の収集の在り方

1 取調べの録音・録画制度の在り方

(3) 対象とすべき事件

○対象事件の範囲

録音・録画の目的である取り調べの適正化や検証可能性の担保はいかなる事件であっても実現されるべきである。被疑者、被告人の立場からも、また社会正義という面からも、適正でない取り調べによって、間違っただけで有罪になってもいいという事件はない。その意味では被疑者、被告人にとっては全てが「重大な事件」であり、私としては原則すべての事件を対象としてほしい。

法務省の勉強会の報告等において、対象とすべき事件について、「裁判員裁判」の対象、それに加えて、知的障害者を対象とするもの、特捜部の扱う事件などとしてはどうかという意見があった。裁判員裁判の対象となるのは、殺人等のいわゆる「重大事件」、先ずそれをやればというのは、一見合理的なようだが、たとえば、殺人罪は、懲役 5 年以上、私が問われた有印公文書偽造は懲役 1 年以上 10 年未満、場合によっては殺人よりも重い刑を受けることがある。そうしたことを考えると単純に裁判員裁判の対象となる事件を対象とするということが適切とは考えられない。

少なくとも罰金よりも重い刑罰を科される可能性のある犯罪については、録音・録画の対象とすることが必要と考える。

なお、「拘留」という身体拘束を伴う刑罰が罰金刑よりも軽いとされていることに非常に違和感があり、この点については、専門家の先生方にこれをどう考えればよいのか教えていただきたい。

コスト（経費、手間）との関連を言うなら、どの範囲を取ればどの程度のコストがかかるかの比較を具体的に示して議論をすべき。また、コストのみで判断するわけにはいかないが、必ず録音・録画双方を行うのではなく、録音のみ

という選択肢も検討してはどうか。

(4) 法的効果等

○録音・録画しなかった場合の証拠能力

録音・録画は全過程について行わなければ意味がないと考えている。したがって、全過程の録音・録画が行われていない場合には証拠能力がないという仕組みにすべきと考える。

○録音・録画媒体の利用の在り方

録音・録画媒体の利用については、今の刑事司法改革の方向が、裁判員制度の導入なども含め「直接主義・口頭主義の実質化」という方向にあるということ踏まえ、できる限り抑制的であるべきと考える。

また、本審議会で主張された録音・録画の弊害と言われるものの多くが録音・録画媒体が利用される場合のものであったことから、こうした弊害を最小限にとどめる工夫が必要と考える。

2 その他取調べ及び供述調書の在り方

(1) その他取調べの在り方

○取調べへの弁護人の立会い、取調べについての制限の可否

取調べに弁護人が立ち会うことについては、弁護士の方々の意見を聞きたい。

しかし、取調べを受ける側として、弁護士の立会い等に関し、こうした仕組みがあればよいと感じたことは以下の二つである。

①取調べの開始にあたって、担当官以外から自分の置かれた状況、与えられている権利をきちんと説明を受けることができる。

②調書にサインする前、取調べに問題があると感じたときなど、特に必要性を感じたときに随時弁護人と相談できる。

(2) 供述調書の在り方

「調書裁判」と言われるような裁判は日本だけの特徴と聞く。調書に頼らないやり方を取るとすればどういう形が考えられるのか示していただきたい。

3 取調べ以外の方法による供述調書の収集の在り方

(1) 司法取引、刑事免責（取調べにおいて被疑者の供述等を得られやすくするための仕組みを含む。）

学術会議の報告「科学的根拠に基づく事情聴取・取調べの高度化」を興味深く読んだ。冤罪を防ぎながら効果的に情報収集し、被害者を傷つけない様々なノウハウ、要は取り調べの高度化について心理学等の知見を取り入れた取り組みが外国では進んでいるとあった。「司法面接」などの仕組みも興味深い。日本は取調官の熟練や人間性に依存しすぎているように見えた。すぐれた取調官がいることは良いことだが取調べに携わる人間全員が適切な取り調べができないと困る。取調べの高度化のための手法についても議論すべきではないか。

司法取引、刑事免責などの導入について懸念する部分がないとは言わない。しかし、今も取調べの中で、様々な「利益誘導」「取引」が事実上行われているのではないか。こうしたことが密室でルールがないまま行われるより、ルール化をし、録音・録画が行われている環境の中で行われた方がよいのではないか。積極的に検討してみるべきと思う。

論点3 客観証拠の収集の在り方

(1) 客観証拠の機能等

客観証拠は真相解明にとって極めて重要なものとする。新しい客観証拠の収集方法について議論することに反対しないが、その前に、今収集されている客観証拠が適正に活用されていないことを改善すべき。供述証拠に頼りすぎ客観証拠を軽視する、消極証拠を無視するといったことを防ぐ仕組みが必要と考える。また、証拠の管理の適正化を徹底すべき。

家宅捜索など客観証拠の収集の権限は捜査側に独占的に与えられている。公正な裁判の実現のため、収集した証拠の弁護側への開示を制度として確立してほしい。現在のように、どのような客観証拠があるのかさえ弁護側に開示されない状況は極めて問題だ。

証拠収集の手段が強化される前提としても、それが検察側、弁護側双方にとって真相解明にメリットになる仕組みであれば、議論は進みやすいのではないかと。